

令和8年6月25日招集

令和8年 第6回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和8年第6回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和8年第6回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和8年6月25日（木） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 清野周治	2番 元木太志	3番 大江弘哉
4番 留場美佐	5番 仲野孝藏	6番 山科幸子
7番 永瀬清一	8番 石山一穂	9番 栗原洋幸
10番 芦野繁美	11番 阿部昇	13番 大江正好
14番 加藤友英	16番 高橋浩一	17番 東海林光輝
18番 門脇功	19番 菅原繁治	

1. 欠席委員は、次のとおりである。（2名）

12番 寒河江一浩	15番 中谷裕
-----------	---------

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第11号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第26号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 石川健吾	農政主査兼農政係長 高橋範一
農地主査兼農地係長 後藤美智子	主任 小山田ルミ

1. 議長 農業委員会会長 菅原繁治

1. 議事の顚末

【議長】

ただいまから、令和8年第6回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は、12番寒河江一浩委員、15番中谷裕委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

8番石山一穂委員、9番栗原洋幸委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第5回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第11号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第26号東根農業振興地域整備計画の変更について、までの1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。石川事務局長、お願いします。

【石川事務局長】

令和8年第6回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開きください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は2件です。

報第11号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。2頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号77番 土地の所在：大字東根元東根字和合●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,683㎡。賃貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字蟹沢2231番地4 株式会社H I G U M Aファーム代表取締役 熊沢儀行。解約後の利用：第三者に売却です。

以下、受付番号78番の1申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。3頁をご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は4件です。

議第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。4頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号138番 土地の所在：大字東根元東根字滝の沢●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：723㎡他3筆。譲渡人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足 経営面積：83a。譲受人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大 経営面積：283aです。

以下、受付番号139番の1申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。5頁をご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号140番 土地の所在：大字野川字中野川●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：634㎡他1筆。貸人住所氏名：大阪府枚方市伊加賀北町●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：109a。借人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：145aです。

以下、受付番号141番の1申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。6頁をお開きください。

今月の農地法第4条の許可申請は2件です。

議第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。7頁をご覧ください。

農地法第4条第1項の規定による許可申請関係

受付番号 2 番 土地の所在：大字野川字下向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：484 m²の内 55 m²他 2 筆。申請人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●● 職業：●●●●。転用後の主要目的：農作業小屋、農作業トイレ、農作業用物置、通路他、所要面積計：853 m²、備考として追認案件などとなっております。

以下、受付番号 3 番の 1 申請は記載のとおりですので、詳細説明を省略させていただきますが、こちらも追認案件となっております。

農地法第 4 条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開きください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件です。

議第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。9 頁をご覧ください。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 15 番 土地の所在：宮崎一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：251 m²。譲渡人住所氏名：東根市三日町一丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。譲受人住所氏名：尾花沢市横町一丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。転用後の主要目的：居宅、駐車場、通路他、所要面積計：353.52 m²です。

以下、受付番号 16 番の 1 申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開きください。

ただいま説明しました農地法第 4 条、及び第 5 条の申請箇所を示す位置図となります。ご参考になさってください。11 頁をご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更 2 件です。

議第 26 号 東根農業振興地域整備計画の変更について

別紙土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、本会の意見を求めるものです。12 頁をお開きください。

農用地区域除外 2 件、面積 7,204.17 m²となります。

No. 1 土地の所在：大字羽入字下●●●●、台帳地目：田、現況地目：田、用途区分：農地、面積：18 m²他 1 筆。所有者：●●●●、申出者：株式会社 J D A 代表取締役 菅野佑吉。事業計画：従業員駐車場、通路です。

以下、No. 2 については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。13 頁をご覧ください。

ただいま説明しました農振除外の申請箇所位置図となります。

また、14頁から17頁までが申請箇所ごとの案内図、字切図となります。ご参考になさってください。

以上で、報告1件と案件4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会副委員長より求めます。
17番東海林光輝農地あっせん委員会副委員長。

【17番東海林光輝農地あっせん委員会副委員長】

はい、17番東海林です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を6月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請2件、賃貸借権設定の許可申請2件、合計4件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る6月15日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号138番、及び139番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号140番、及び141番の申請事由は経営規模拡大となります。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

7番永瀬清一農地転用委員会委員長。

【7番永瀬清一農地転用委員会委員長】

はい、7番永瀬です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を6月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請2件、農地法第5条による許可申請2件、東根農業振興地域整備計画の変更2件についてです。

転用許可申請関係案件については、去る6月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条申請についての農地区分、及び立地基準の判断であります、受付番号2番及び3番については、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあるため農用地となりますが、農作業用施設を整備するものです。

農地区分(農用地)「第2の1の(1)のアの(ア)」に該当

立地基準(農用地)「第2の1の(1)のアの(イ)b」に該当

なお、受付番号2番及び3番については、いずれも追認案件です。

受付番号2番は、約30年前の祖父の代に、農作業小屋やトイレ、そのほか通路などを農地にはみ出して整備したものです。受付番号3番は、平成30年4月に例外確認申請を行った上で農作業小屋を整備しましたが、その後、申請範囲にはみ出して駐車場を整備したものです。いずれも申請人より顛末書が提出されております。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断であります、受付番号15番、及び16番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため第3種農地となりますが、いずれも一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります、農用地区域除外の2件につきまして、農地転用案件と同様に事務局、及び当番委員による現地調査を基に内容を慎重審議した結果、1番については、高速自動車道の出入り口から概ね300m以内に駐車場、2番については、農地の規模が10ha以上の区域の集落に接続して建築条件付き売買予定地を整備するものです。

いずれの申請につきましても同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところです。

以上が、農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 11、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

ただいまの時間は、午前10時15分ですので午前10時30分を目途に地区委員会を終了してくださるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時30分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【9 番栗原洋幸委員】

9 番栗原です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第23号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第25号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第26号については。農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【13番大江正好委員】

13 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第23号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第24号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、追認ではあるものの、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【8 番石山一穂委員】

8 番石山です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第23号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第24号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、追認ではあるものの、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第26号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第11号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは初めに、議第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたします。

お諮りいたします。

議第23号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第23号については、許可することに決しました。

次に、議第24号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上2案件について一括して採決いたします。
お諮りいたします。

議第24号、及び議第25号について、農地転用委員会及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第24号、及び議第25号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に議第26号東根農業振興地域整備計画の変更について、お諮りいたします。

議第26号について、農地転用委員会及び地区委員会の審議のとおり、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第26号については、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和8年第6回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午前10時35分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議	長	菅原	繁治
---	---	----	----

議事録署名委員	石山	一穂
---------	----	----

議事録署名委員	栗原	洋幸
---------	----	----